

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

施設系サービス参考資料

長野県健康福祉部障がい者支援課

就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について

平成18年10月2日 障障発第 1002001 号
一部改正平成20年7月1日 障障発第 0701003 号
各都道府県障害保健福祉主管部（局）長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。

さて、平成18年10月1日からの障害者自立支援法（以下「法」という。）の本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む新事業体系への移行が始まったところですが、このうち就労継続支援事業については、A型（雇用有及び雇用無）及びB型、さらにはこれらの事業の組み合わせによる多機能型と、その種別が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の適正な確保について、遺漏無きようお願いいたします。

記

1 就労継続支援事業利用者に関する留意事項

就労継続支援事業を利用するにあたり、各事業の利用者に対して、次の点に留意されたいこと。

（1）A型利用者（雇用有）

ア A型利用者（雇用有）は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。

イ 雇用労働者に最低賃金の減額の特例を行う場合は、所定の様式に、別途通知する添付様式を活用すること。

（2）A型利用者（雇用無）及びB型利用者

ア 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。

イ 各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないものであること。

ウ 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと。

エ 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。

（3）A型利用者（雇用有及び雇用無）及びB型利用者が利用する多機能型事業所等を実施する場合の留意事項

ア A型利用者（雇用有）、A型利用者（雇用無）及びB型利用者が同一事業所内で作業する際には、それぞれの作業場所、作業内容が明確に区分され、混在して作業が行われないこと。

イ 勤務表・シフト表は別々に管理すること。なお、A型利用者（雇用無）及びB型利用者の出欠、作業時間の自由が確保されていること。

ウ A型利用者（雇用無）及びB型利用者は、労働者災害補償保険法の適用がないことから、当該利用者に対する災害における賠償手段として、任意保険の加入の促進を図るとともに、労働安全衛生法を準用した安全衛生管理を極力行うこと。

2 利用開始時における留意事項

本事業の利用は、訓練等給付の事業の性格から、原則本人の希望に基づくものであるが、最終的な利用の可否については、暫定支給決定期間の仮利用の状況や専門機関等の意見も参考にし、最終的に市町村が決定すること。また、障害者及び家族にその旨通知するとともに、受給者証に記載すること。

（記載内容：就労継続支援A型（雇用有）、就労継続支援A型（雇用無）、就労継続支援B型）

3 利用者の労働基準関係法令の適用に関する苦情・疑義の解決等について

A型利用者（雇用有）は、労働基準法上の労働者であることから、当該利用者に係る労働基準関係法令に関する苦情・疑義等の対応は労働基準監督署が行うが、A型利用者（雇用無）及びB型利用者から労働基準関係法令の適用について苦情・疑義等がなされた場合の対応については、以下により取り扱うこと。

（1）原則として障害福祉サービス指定基準に基づき、苦情処理としての対応を迅速に行うこと。なお、事業所内で苦情解決が図られなかった場合における当該苦情の解決に当たっては、市町村又は都道府県が最終的に処理方針を決定し、事業所に対し必要な指導を行うこと。

（2）市町村は、労働基準監督署から、A型利用者（雇用無）及びB型利用者の労働基準関係法令の適用に関しての苦情・疑義等に関する照会があった場合は、法第48条に基づき、事業者から必要な書類の提出を求める等状況の把握を行い、事業所に対し必要な指導を行う等連携して当該問題の解決に当たること。

この際、利用者が労働基準監督署に苦情・疑義を申し出たことが事業所に明らかになった場合には、事業所から利用契約解除等の不利益を被るおそれがあることから、利用者本人の意思に反し、氏名の公表だけでなく個人情報も事業所に特定されることがないように特段の配慮を行うこと。

（3）都道府県においては、市町村と連携を図り、必要に応じ法第49条に基づく勧告を行うなど、これらの苦情解決に当たること。

4 支給決定更新時等における指導

支給決定更新時や監査時等定期的に、労働基準関係法令の適用について疑義が生じることの無いよう、利用者の就労の状況について都道府県及び市町村が確認し必要な指導を行うこと。

指定障害福祉サービス事業所の長
（就労関係・生活介護事業所）
指定障害者支援施設の長 様
保健福祉事務所福祉課長

長野県健康福祉部障害者支援課長

就労継続支援 A 型（非雇用型）及び就労継続支援 B 型の工賃について（通知）

就労継続支援事業については、平成18年10月2日付け障障発第1002001号通知「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」により利用者の労働者性の適正な確保を依頼しているところですが、工賃の設定方法による工賃額及び前記通知記1(2)エ「利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと」の解釈については、下記のとおりですので御留意願います。

記

1 工賃の設定方法による工賃額について

(1) 工賃を時給として設定している場合には、利用者ごと成果物の出来高に相違があっても工賃に差を設けることはできない。

(例)利用者 A・B が、同時間、全く同一の作業を行い、A が 100 個、B が 50 個製品を完成した場合でも工賃は同一額とする。

(2) 工賃を成果物の出来高で設定している場合には、工賃に差を設けてもよい。

(1) の例の場合に A 及び B の工賃に差が生じる。

2 技能に応じた工賃の差別について

成果物の外観、正確性等により工賃に差を設けることはできない。

(例) 工賃を出来高により設定した場合で、利用者 A・B が、同時間、全く同一の作業を行い、A 及び B ともに 100 個製品を完成（不良品ではない）したが、A の製品の方が B の製品より外観が綺麗であった。

この場合に A の製品の方が B よりも外観が綺麗なことにより、工賃に差を設けることはできない。

担 当	障害者支援課施設支援係
	（課長）佐藤 則之 （担当）吉池 俊裕
電話直通	026-235-7149
F A X	026-234-2369
E-mail	fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

施設系サービスの指定基準

(1) 事業者指定の単位

□単独型事業所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとする。

□一体型事業所（主たる事業所・従たる事業所）

概 要	日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型））に関して、次の要件を満たす複数の事業所で同一サービスを提供する場合に、「主たる事業所」のほか、一又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。
1つの指定事業所とする要件	
人員要件 設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの事業所として利用者の合計数に応じた人員配置のほか、それぞれ事業所に常勤・専従のサービス提供職員を1人以上配置していること ・ 主たる事業所と従たる事業所の間は、概ね30分以内で移動可能な範囲で、サービス管理責任者の業務に支障がないこと ・ 利用者の支援に支障がない場合は、設備基準の全部または一部を設けないこととしても差し支えないこと
運営要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること ・ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること ・ 苦情処理や損害賠償等に際して一体的な対応ができること ・ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること ・ 人事・給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法、事業所間の会計管理が一元化されていること

□多機能型事業所

概 要	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（事業の追加は、事業の変更ではなく当該事業の追加指定）
特例措置：多機能型事業所の指定要件	
サービス 提供職員 の配置	多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち1人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能
サービス 管理責任 者の配置	多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者数の合計に応じて配置。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は、1人以上 ・ 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能。

※出張所について

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等にあつて、従たる事業所の取扱いにおける運営に関する要件（上記「一体型事業所」内の運営要件）を満たす場合は、「事業所」に含めて指定をする。

※同一法人による複数の事業所の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱う。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で行う場合であつて、要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができる。

(2) 事業者指定の定員規模

□単独型事業所

	最低定員	備考
療養介護	20人以上	
生活介護	20人以上	過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は10人以上
自立訓練（機能訓練）	20人以上	過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は10人以上
自立訓練（生活訓練）	20人以上	過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は10人以上
就労移行支援	20人以上	過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は10人以上
就労継続支援A型	10人以上	雇用契約締結利用者10人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内
就労継続支援B型	20人以上	過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は10人以上
施設入所支援	30人以上	入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上

□多機能型事業所、従たる事業所の利用定員の規模

	多機能型	従たる事業所
生活介護	6人以上	6人以上
自立訓練（機能訓練）	6人以上	6人以上
自立訓練（生活訓練）	6人以上	6人以上
就労移行支援	6人以上	6人以上
就労継続支援A型	10人以上	10人以上

	多機能型	従たる事業所
就労継続支援B型	10人以上	10人以上
合計定員	<u>多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること</u> <u>事業所それぞれについて、事業ごとに定める最小利用人数以上であること</u> 児童福祉法に規定するサービスとの多機能型の場合特例あり	<u>主たる事業所、従たる事業所の合計で、20人以上であること</u> <u>主たる事業所、従たる事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること</u>

(3) 用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p>
(小数点の取扱い)	<p>(1) 常勤換算をする場合 必要な員数について、確保すること。</p> <p>① 基準人数算出・・・利用者数を除した数の小数点第2位以下まで求める。</p> <p>② 従業者常勤換算・・・従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下まで求める。</p> <p><計算例></p> <p>○基準人数算出：当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が40時間、利用者数20人の事業所で、基準上利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準人数算出 20人（利用者数）÷6＝3.333・・・→3.33人（基準人数） ・必要勤務時間数 40時間／週×3.33人（基準人数）＝133.2時間／週（必要勤務時間数） <p>○従業者常勤換算：当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間／週の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> （週40時間勤務従業者2名、週30時間勤務従業者1名、週25時間勤務1名） ・従業者常勤換算 135時間／40時間＝3.375・・・→3.37人（常勤換算） <p>○ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。</p> <p>(2) 常勤換算をしない場合 基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者一人につき、勤務延べ時間数に参入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>

<p style="text-align: center;">常勤</p>	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>
<p>「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間数とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

(4) 人員配置基準

管理者	資格要件	療養介護	医師
		就労継続支援 (A型・B型)	次のいずれかを満たす者 ①社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等) ②社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 ③企業を経営した経験を有する者 ④社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者
		その他	上記①、②、④のいずれかを満たす者
	業務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
	勤務形態	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 のいずれかとの兼務は可。	
サービス管理責任者	配置数	○利用者が60人以下：1人以上 ○利用者が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 常勤1人以上	
	資格要件	次のいずれも満たす者 ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～8年 ② 「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「サービス管理責任者等実践研修」を修了していること。	

サービス管理責任者	業務	<p>① 個別支援計画の作成に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を徴求。 ・個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ・作成した個別支援計画を利用者に交付。 ・個別支援計画の実施状況を把握し、見直しを実施。（見直す時期については、サービス種類毎に指定基準に定めがある。） <p>②利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等の把握。</p> <p>③利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。</p> <p>④他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
	勤務形態	<p>専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置している場合にサービス提供職員のいずれかとの兼務は可。</p>
サービス提供職員	<p>生活支援員、職業指導員等、後に記載する各サービスの人員基準のとおり。サービス提供職員は、専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>	

(5) サービス管理責任者の要件について

- ① の実務経験かつ ② の資格要件を満たすこと。

① 実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上である者
- ② ハの通算期間が通算して8年以上である者
- ③ イからハの期間が通算して3年以上かつニの期間が通算して3年以上である者

《サービス管理責任者 実務経験一覧表》

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間	
	(1)	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(2)	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(3)	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(5)	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者
ロ	(6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・ニに掲げる資格を有している者 ・(1)から(5)に掲げる従業者の期間が1年以上の者 	
	次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 ・保育士 ・児童指導員任用資格者(※1)、精神障害者社会復帰指導員任用資格者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。) 	
	(1)	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床(病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床)に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
	(2)	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
	(4)	特例子会社、助成金受給事業所(重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
(5)	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者	
ハ	ロの(1)から(5)に掲げる施設において、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	
ニ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

根拠：「指定障害サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成18年9月29日号外厚生労働省告示第544号)

(※1) 児童指導員任用資格者

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第43条に定められた、以下のうちいずれかに該当する者

ア	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者
イ	社会福祉士の資格を有する者
ウ	精神保健福祉士の資格を有する者
エ	大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
オ	大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
カ	大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を選考する研究科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
キ	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ク	以下の者で、2年以上児童福祉事業(※2)に従事した者 ・高等学校、又は中等教育学校を卒業した者 ・大学への入学を認められた者 ・通常の課程による12年の学校教育を修了した者(これに相当する学校教育を修了した者を含む) ・文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
ケ	幼稚園、小・中学校、高校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者で、都道府県知事が適当と認めた者
コ	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者

(※2) 児童福祉事業

児童福祉法に基づく以下の事業及び幼保連携型認定こども園を経営する事業

ア 第1種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)及び児童自立支援施設

イ 第2種社会福祉事業

障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

ウ その他事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

② 資格要件

① 及び②を修了すること。

①「サービス管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者実践研修」

※基礎研修は、(1)の実務経験に2年満たない段階から、受講可能。

また、実践研修は、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援又は直接支援の業務に従事した者が受講可能。

※実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに、「サービス管理責任者更新研修」を受講すること。

(例) 令和3年12月15日に実践研修を修了した場合、令和4年度が初年度となるため、令和8年度までに更新研修受講の必要がある。

②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」

※旧障害者ケアマネジメント研修修了者についても該当する場合がある。

資格要件に関する経過措置

○ 旧体系研修受講済みの者（平成30年度までに研修受講済みの者）

令和5年度末までは、更新研修受講前でもサービス管理責任者とみなす。

旧体系研修受講者は、令和5年度までに、「サービス管理責任者更新研修」を受講しないと、資格を失効する。

○ 基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者（令和元年～3年までに受講の者）

①の実務経験を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者とみなす。

必要な期間内に「サービス管理責任者実践研修」を受講しないと、資格を失効する。

○ サービス管理責任者配置時の取扱いの緩和

既にサービス管理責任者が常勤で1名配置されている場合は、基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可能であり、個別支援計画原案の作成が可能になる。

○ やむを得ない事由（急病や急な退職の申し出等）によりサービス管理責任者が欠けた場合

実務経験者であるものについては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、資格要件を満たしているものとみなす。

(6) 施設系サービス毎の基準

□療養介護

人員基準	サービス提供職員	①医師	健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
		②看護職員	常勤換算で利用者の数を2で除した数以上
		③生活支援員	常勤換算で利用者の数を4で除した数以上（単位ごと） ただし、看護職員が②以上に配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。 1人以上は常勤であること。 生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
設備基準	①医療法に規定する病院におくべきものとされる設備 ②多目的施設その他の運営上必要な設備		
最低基準	20人		

□生活介護

人員基準	サービス提供職員	①医師	利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談が実施され、必要に応じ医療機関等への通院等により対応することを条件として、本体報酬から一定の減算（1日につき12単位）を行うことにより、医師を配置しないことができる。
		②看護職員	1人以上。ただし、サービス提供単位を分ける場合は単位ごと
		③理学療法士又は作業療法士	日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数 ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。
		④生活支援員	常勤1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと）
		サービス提供職員の総数（上記②～④の配置総数） サービス提供単位を分ける場合は単位ごとの配置が必要。 ・平均障害支援区分4未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・平均障害支援区分4以上5未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 ・平均障害支援区分5以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上	
設備基準	①訓練・作業室	利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。 なお、部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。	
	③ 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること	
	④ 洗面所	利用者の特性に応じたもの	
	⑤ 便所	利用者の特性に応じたもの	
	⑤多目的室その他運営上必要な設備	相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ※多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。	
最低基準	20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は6人）		

□自立訓練（機能訓練）

人員基準	サービス提供職員	①看護職員	常勤1人以上
		②理学療法士又は作業療法士	1人以上 ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。
		③生活支援員	常勤1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと）
		サービス提供職員の総数（上記①～③の配置総数） サービス提供単位を分ける場合は単位ごとの配置が必要。 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上	
		訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記①～③に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置	
設備基準	生活介護と同様の基準		
最低基準	20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は6人）		

□自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練

人員基準	サービス提供職員	生活支援員	総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上（1人以上は常勤） ※健康上の管理などの必要がある利用者があるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（この場合、生活支援員と看護職員は各1人以上置くこと） ※宿泊型自立訓練を行う場合は、利用者数を10で除した数以上
		訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置	
		地域移行支援員	宿泊型自立訓練を行う場合は、1人以上
設備基準 (生活訓練)	①訓練・作業室	利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。 なお、部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。	
	②相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること	
	③洗面所	利用者の特性に応じたもの	
	④便所	利用者の特性に応じたもの	
	⑤多目的室その他運営上必要な設備	相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ※多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。	
設備基準 (宿泊型自立訓練)	①居室	定員1人 面積は、7.43㎡以上（収納設備等を除く）	
	②浴室	利用者の特性に応じたもの	
	③上記②～⑤	上記と同様	
最低基準	20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は6人） 宿泊型自立訓練を併せて行う場合、 宿泊型自立訓練10人、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）20人		

□就労移行支援

人員基準	サービス提供職員	①職業指導員及び生活支援員	総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤
		②就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上
設備基準		生活介護と同様の基準	
最低基準		20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は6人）	

※勤務形態一覧表に最低3名の記載が必要になることに留意。（管理者、サビ管を除く）

□就労継続支援（A型、B型）

人員基準	サービス提供職員	職業指導員及び生活支援員	総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤
		設備基準 生活介護と同様の基準	
最低定員	A型	10人（多機能型や従たる事業所として設置する際も同じ）	
	B型	20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は10人）	
最低基準	A型	雇用契約締結利用者10人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内	

□就労定着支援

基準人員	サービス提供職員	就労定着支援員	総数：常勤換算で、利用者数を40で除した数以上 （一体的に運営する就労移行支援事業所等のサービス提供職員と兼務で構わない。）
設備基準		事務室	間仕切り等で他の事業の用に供するものと区分することが望ましい。 受付、相談等のスペースを確保すること。

□共生型サービス

人員基準	共生型サービスの利用者数も含めて介護保険サービス事業所等の利用者数とした場合に、介護保険サービス事業所等として必要とされる数以上		
設備基準	介護保険サービス事業所等として満たすべき設備基準 食堂及び機能訓練室の面積が、利用者1人あたり、3㎡以上であること		
その他	障害福祉サービス事業所等のその他関係施設から、障がい者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること		

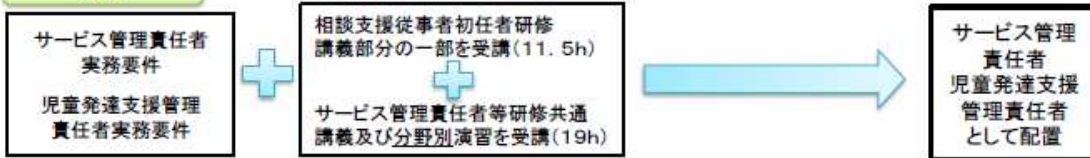
□施設入所支援（障害者支援施設）

人員基準	サービス提供職員	①生活支援員 (夜勤職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1に利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上
		(昼間実施サービス) それぞれのサービスの基準による 複数の日中活動サービスを行う場合は、多機能型と同様の取扱い	
設備基準	①居室	定員4人以下 地階への設置は不可 面積9.9㎡以上（収納設備等を除く） 寝台又はこれに代わる設備 一以上の出入口は避難上有効な空置、廊下又は広間に直接面して設けること 必要に応じて利用者の身の回り品を保管できる設備 ブザー又はこれに代わる設備	
	②食堂	食事の提供に支障がない広さ 必要な備品	
	③浴室	利用者の特性に応じたもの	
	④洗面所	居室のある階ごとに設置 利用者の特性に応じたもの	
	⑤便所	居室のある階ごとに設置 利用者の特性に応じたもの	
	⑥相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等設置	
	⑦廊下幅	片廊下1.5メートル以上、中廊下1.8メートル以上 廊下の一部を拡張することにより利用者、従業員等の円滑な往来に支障がないようにすること	
	⑧多目的室その他 運営上必要な設備		
	原則として、耐火又は準耐火建築物であること		
最低基準	①施設入所支援	30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上）	
	②昼間実施サービス	20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上）	
	③複数の昼間実施サービスを行う場合	生活訓練、自立訓練及び就労移行支援 6人以上 就労継続支援B型 10人以上 かつ、各サービス利用定員合計が20人以上 （入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は12人以上）	

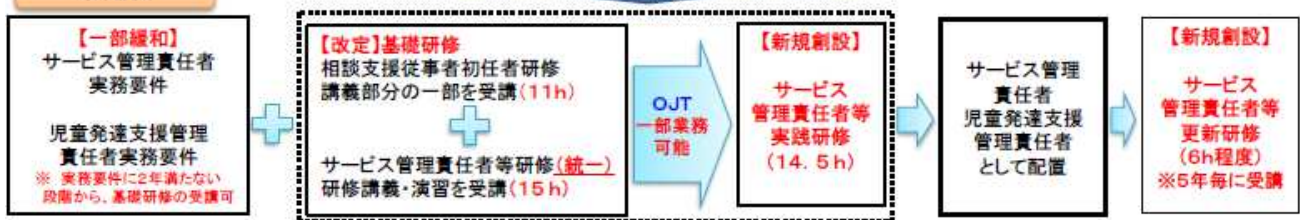
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



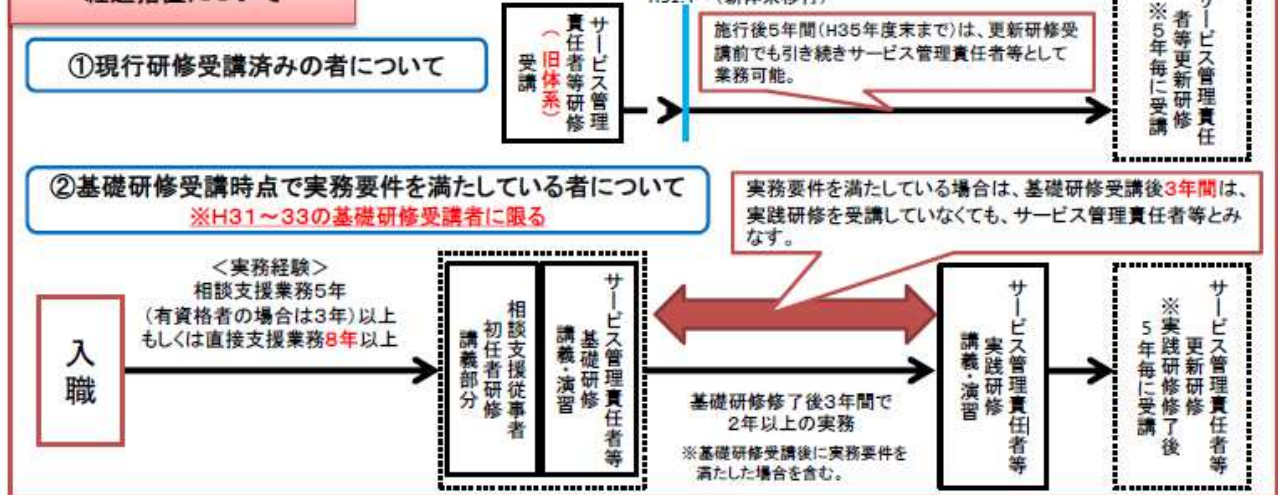
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について



配置時の取扱いの緩和等について

